

令和元年（2019年）第5回可児市議会定例会提出議案説明書

- 議案第77号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第4号）について
 議案第78号 令和元年度可児市可児駅東土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
 について
 議案第79号 令和元年度可児市下水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第80号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の
 制定について

(1) 改正趣旨

国家公務員の給与改定に準じて、一般職の特定任期付職員の期末手当の支給率及び
 給料表を改定するもの。

(2) 改正内容

【第9条第2項】 期末手当の支給率を引き上げる。

単位：月

	6 月	12 月	年 計
改 定 前	1.675	1.675	3.35
改 定 後	<u>1.7</u>	<u>1.7</u>	<u>3.4</u>

【別表】 1号級の給料月額を1,000円引き上げる。

(3) 施行日／令和2年4月1日

議案第81号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
 ついて

(1) 改正趣旨

国家公務員の給与改定に準じて、一般職職員の勤勉手当の支給率を年間0.05月分引
 き上げることに伴い、市議会議員の期末手当の支給率を0.05月分引き上げるもの。

(2) 改正内容

【第4条第2項】 期末手当の支給率を引き上げる。

単位：月

	6 月	12 月	年 計
改 定 前	2.225	2.225	4.45
改 定 後	令和元年度（第1条関係）	<u>2.275</u>	<u>4.5</u>
	令和2年度以後（第2条関係）	<u>2.25</u>	<u>4.5</u>

(3) 施行日／第1条の規定は、公布の日（令和元年12月1日から適用する。）
 第2条の規定は、令和2年4月1日

議案第82号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

(1) 改正趣旨

国家公務員の給与改定に準じて、一般職職員の勤勉手当の支給率を年間0.05月分引き上げることに伴い、常勤の特別職職員の期末手当の支給率を0.05月分引き上げるもの。

(2) 改正内容

【第5条第2項】 期末手当の支給率を引き上げる。

単位：月

		6 月	12 月	年 計
改 定 前		2.225	2.225	4.45
改 定 後	令和元年度 (第1条関係)	2.225	<u>2.275</u>	<u>4.5</u>
	令和2年度以後 (第2条関係)	<u>2.25</u>	<u>2.25</u>	4.5

(3) 施行日／第1条の規定は、公布の日（令和元年12月1日から適用する。）

第2条の規定は、令和2年4月1日

議案第83号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

国家公務員の給与改定に準じて、一般職職員の勤勉手当の支給率、給料表及び住居手当を改定するもの。

(2) 改正内容

① 勤勉手当の支給率を改定するもの（第1条、第3条関係）

【第22条第2項第1号】 再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率を引き上げる。

単位：月

		6 月	12 月	年 計
改 定 前		0.925 (1.125)	0.925 (1.125)	1.85 (2.25)
改 定 後	令和元年度 (第1条関係)	0.925 (1.125)	<u>0.975</u> <u>(1.175)</u>	<u>1.9</u> <u>(2.3)</u>
	令和2年度以後 (第3条関係)	<u>0.95</u> (1.15)	<u>0.95</u> (1.15)	1.9 (2.3)

() 内は特定管理職員

② 給料表を改定するもの（第2条関係）

【別表第1～別表第3】 初任給及び若年層の給料月額を引き上げる。（平均改定率0.1%）

③ 住居手当を改定するもの（第3条関係）

【第12条の3】住居手当の支給対象となる家賃額の下限を月額4,000円引き上げ、住居手当額の上限を月額1,000円引き上げる。

(3) 施行日／第1条及び第2条の規定は、公布の日（平成31年4月1日から適用する。）

第3条の規定は、令和2年4月1日

議案第84号 請負契約の締結について

可児市文化創造センター大規模改修工事（舞台照明設備工事）を請け負わせるもの。

【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条】

(契約方法) 指名競争入札

(契約金額) 253,000,000円

(相手方) 愛知県名古屋市中村区武平町五丁目1番地
丸茂電機株式会社名古屋営業所 所長 田中 徹

(工期) 議決日～令和2年12月28日

議案第85号 請負契約の締結について

可児市文化創造センター大規模改修工事（舞台機構設備工事）を請け負わせるもの。

【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条】

(契約方法) 指名競争入札

(契約金額) 250,800,000円

(相手方) 愛知県名古屋市中村区二瀬町161番地
三精工事サービス株式会社名古屋支店 支店長 梶原 智

(工期) 議決日～令和2年12月28日

議案第86号 指定管理者の指定について

可児市福祉センターの指定管理者を指定するもの。【地方自治法第244条の2第6項】

(指定団体) 岐阜市宇佐南三丁目6番20号

株式会社技研サービス 代表取締役 棚橋 泰之

(指定期間) 令和2年4月1日～令和7年3月31日

議案第87号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について

岐阜県市町村職員退職手当組合から中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合

及び飛騨農業共済事務組合が脱退することに伴い、当該退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるもの。【地方自治法第286条第1項・第290条】

施行日／令和2年4月1日

○提出議案数／予算 3 条例 4 契約 2 その他 2 合計11

【諸般報告】

報告第12号 専決処分の報告について

議会の議決により指定された市長の専決処分事項を報告するもの。【地方自治法第180条】

- ・議会の議決を経た契約を変更したもの。

平成30年5月28日議決による可児駅東駅前広場造成工事の請負契約
(変更前) 397,440,000円→(変更後) 402,393,300円

- ・訴えの提起によるもの。

福祉医療助成金の返還を求めたもの(1件) 債権額(元金) 411,172円

- ・和解及び損害賠償額を定めたもの。

施設管理の瑕疵による事故に係るもの(2件) 損害賠償額 合計 797,750円